

生徒心得について

1 生徒指導目標

- (1) 学校の規則の大切さを理解すること。また、他人に不快感等を与えるような言動は慎むこと。
- (2) 他人を生かすことは自分を生かすことである。他人の短所を攻めるより、長所をお互いに尊重し合い、思いやりのある人間関係を築くこと。
- (3) 交通安全に留意し、交通規則を守り、交通事故による加害者、被害者にならないように十分に注意すること。
- (4) 薬物等の乱用の恐ろしさを知り、興味本位の使用をせず他からの甘い誘惑を絶対に断る強い意志を持つこと。

2 交通安全について

登校・下校時の交通安全については十分に注意すること。

- (1) 通学手段は公共交通機関、自転車、徒歩とする。特に学校内への自動車、自動二輪の乗り入れは禁止とするが、原付バイクは許可制としている。
- (2) 自転車は定められた自転車置場に置き、必ず施錠すること。
- (3) 自転車は常に整備をし、学校指定のステッカーを必ず貼ること。また、夜間は必ずライトを点灯し、二人乗り等は絶対にしないこと。
- (4) 自転車に乗る場合にはヘルメットの着用を強く推奨する。
- (5) 登下校の服装は、暗闇でも目立つ明るい色の着用を心掛ける。反射タスキ等を使用するのもよい。
- (6) 登校・下校時に限らず、交通事故にあった場合は必ず警察と学校に連絡すること。

3 欠席、遅刻、早退等について

- (1) 欠席をする場合は、必ず保護者から連絡をお願いします。お仕事の都合等で保護者からの連絡が難しい場合には本人から連絡をしてください。その際には、特に保護者に確認することはありません。連絡してほしい保護者の方がいらっしゃいましたら、お知らせください。
- (2) 遅刻した場合は、登校後に必ず職員室前の廊下で遅刻届に時間・理由等を記入し、職員室の先生に確認印をもらってください。その後、授業等の先生に遅刻届を渡してください。
- (3) 早退する場合は、担任または職員室の先生に許可を取り、早退届に時間・理由等を記入し、その後、すみやかに帰宅しましょう。帰宅したら無事に帰れたことを学校に電話し伝えて下さい。

- (4) 無断早退や授業の中抜けについては、特別指導の対象となります。

4 服装等について

私服での通学を許可します。

- (1) 教育活動にふさわしくない服装、装飾品、化粧品は、指導の対象となります。
- (2) 頭髪については、染色、脱色その他の不自然なものについては認めない。再三の指導に従わない者については、特別指導の対象となります。

5 所持品について

校内に持ち込むことのできる所持品については、以下のとおりとします。

- (1) 携帯電話、スマホ等の通信機器は所持しても構いませんが、授業中は必ずスイッチを切るなどマナーを守ってください。
授業中に通話したり着信音等が鳴った場合は、指導の対象とします。なお、考查時のスマホ等の使用・所持は不正行為とみなし、特別指導の対象とします。
- (2) スマホ等の通信機器によるネット上の「いじめ」や「違法行為」、その他「有害情報」には絶対にかかわることのないよう行動し、情報モラルをしっかりと身に付けてください。
- (3) 現金・貴重品等については、各自で十分に注意して管理してください。
- (4) 学校に必要なものは持ち込まないでください。

6 身分証明書

身分証明書（学生証）は本校の生徒であることを証明する大切なものです。常に携帯し、他人に悪用されるようなことや、紛失などがないように大切にしてください。

もし、紛失した場合は必ず担任、または生徒指導部に連絡してください。

7 喫煙、飲酒について

校内はもちろん、学校周辺における喫煙、飲酒は、成人者であっても厳禁です。また、飲酒をして登校することや、煙草等の所持については特別指導の対象とします。

8 いじめ、暴力、暴言、授業妨害について

学校は、いかなる理由があろうとも、いじめ、暴力、暴言、授業妨害やこれらに類似する行為については、断固とした姿勢で臨みます。

授業中に、極端に態度が悪い場合や授業妨害行為をした場合には指導をします。

9 刑事事件等に関することについて

薬物乱用、恐喝、窃盗、暴行、傷害、暴走行為など刑事事件に関わった場合、学校の内外を問わず、厳重に対処します。

10 器物破壊について

校内に設置されている施設、用具類はすべて公共物です。一時の感情や単なるいたずらで物に当たったり、壊してしまったりするようなことは、周囲の人にもたいへんな不快感をもたらす行為なので、絶対にしないようにしましょう。

物を壊した場合等は当然壊した本人の弁償となり特別指導の対象にもなりません。

11 特別指導について

学校で定められた規則は、安全かつ秩序をもって、教育、学習効果を最大限に発揮するためにあるものです。そして「特別指導」とは、学校の規則を守れなかった場合に、一定の期間を設定して、特別な指導がなされることをいいます。

「特別指導」は、それを機会にそれまでの言動を反省し、再度初心に帰り、自分を見つめ直すチャンスとするもので、指導期間中はおおいに反省を求めます。

12 校則の見直しについて

生徒・教員・保護者が生徒総会・職員会議・EPTA 役員会等で適宜意見を交換し、校則についての見直しを検討することを可能とする。

○ 見直しの流れ

生徒会は、生徒の意見を集約し校則の見直しを求めることができる。その上で、校長は校則の見直しが必要であると判断したときに、生徒総会で生徒と教員が協議した上、アンケートやその他適切な方法で生徒や保護者等からの意見を聴取するとともに、生徒会・生徒指導部会・EPTA 役員会・職員会議でその内容について議論し、見直していく。